

夢とみらいのこどもプランⅣ 概要版

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代を担うこどもたちが、どのような状況にあっても、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、学校・家庭・地域・行政が一体となって、乳幼児期から青年期まで一人一人の成長を継続して支援するために策定するものです。

2 計画の基本理念

「すべてのこども・若者が、夢と希望を持ち、幸福な生活をおくることができるまちをめざして」を基本理念とし、以下の3つを基本方針とします。

- ①こどもの権利の保障
- ②こども・若者と子育て当事者への切れ目ない支援
- ③学校・家庭・地域・行政の連携

3 計画の位置付け

国が、法で定める次の計画として位置付けます。

- ◇こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- ◇子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ◇次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」
- ◇子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」

第6次大野城市総合計画

都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎの コミュニティ都市」
政策02未来を担う子どもたちが心豊かに育つまちづくり

夢とみらいのこどもプランⅣ

関連性の高い計画等

子ども・子育て支援事業計画 健康・食育プラン 市民読書推進計画
教育施策大綱 教育振興基本計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
スポーツ推進計画 等

4 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

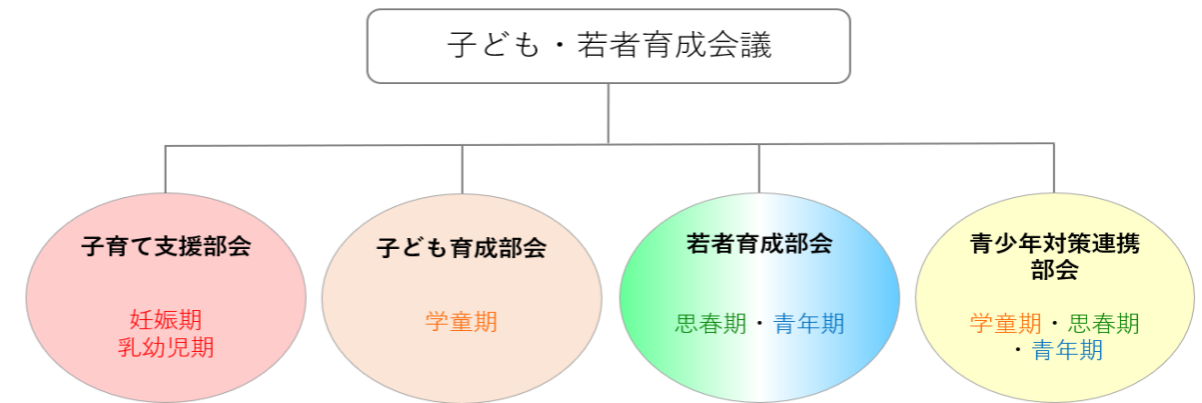
5 計画の対象

こどもや若者に関わる全ての市民

ライフステージを妊娠期・乳幼児期、学童期（小学生）、思春期（中学生）、青年期（15～29歳）の4つに分け、各施策を展開します。また、特定のライフステージのみでなく、全ライフステージを通して実施すべき重要な施策に取り組みます。

6 計画の推進体制

条例で設置された「大野城市子ども・若者育成会議」と4つの部会による計画の進捗管理等を行い、計画の推進体制を確立します。



【目標の確認】

基本施策の各重点事項に「活動指標」を設定し、毎年度、進捗状況を確認します。また、令和10年度にアンケート調査を実施し、各基本施策に設定しています「成果指標」の達成状況を確認します。

第2章 成果と課題

「夢とみらいのこどもプランⅢ」での取り組みの成果を確認し、令和4年度「子ども・若者に関するWEBアンケート」及び令和5年度「子ども・若者育成フォーラム事前アンケート」の結果を踏まえて、課題を示します。

第3章 施策の展開

《テーマ》
《施策方針》



こどもを安心して生み育てられる環境づくり

- ◆ 妊産婦に対して、きめ細やかな相談などの支援を行います。
- ◆ 適正な教育・保育の環境整備と、ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◆ こどもが健やかに成長するための支援を行います。

①安心して妊娠・出産できる環境づくりの推進

- (a) 妊娠、出産、産後の相談・支援体制の充実
- (b) 妊娠、出産、産後の健康支援の推進

②安心して子育てできる環境づくりの推進

- (a) 教育・保育の環境整備と質の向上
- (b) ニーズに応じた保育の充実

③こどもたちが健やかに成長できる環境づくりの推進

- (a) 健やかな成長を支える相談・支援体制の推進
- (b) 適切な生活習慣と食育の推進
- (c) 身近で親子が集う場所・機会の充実

学童期 (小学生)

豊かな心を持つこどもの育成

- ◆ 学校・家庭・地域・行政が連携した子育て支援を行います。
- ◆ 心とからだの健康づくりと多様な体験活動を進めます。
- ◆ 親子が安心して生活できる支援を行います。

①学校・家庭・地域・行政が連携する子育ての推進

- (a) スクール・コミュニティの推進
- (b) 地域ぐるみの子育て支援活動の推進
- (c) こどもの居場所づくりの推進

②心身ともに健やかなこどもの育成

- (a) 成長に応じた生活習慣の確立
- (b) 読書や芸術文化活動の推進
- (c) こどもの健康づくりとスポーツ活動や自然体験の充実

③親と子が安心できる環境づくり

- (a) 親と子のきずなの醸成
- (b) 不登校支援や悩みを抱える親子への相談体制の充実

思春期 (中学生)

思いやりの心を持つ青少年の育成

- ◆ 学校・家庭・地域・行政が連携し、青少年の育成に取り組みます。
- ◆ 自分や周りの人を大切にする心を育むための支援を行います。
- ◆ 青少年の多様な活動を支援し、自主性や協調性、積極性を育みます。

①学校・家庭・地域・行政における青少年の育成

- (a) スクール・コミュニティの推進
- (b) ふるさと意識をもった青少年の育成
- (c) 情報モラルの啓発推進

②青少年の自尊感情を育むための支援

- (a) 心の教育の推進
- (b) 不登校支援や相談体制の充実
- (c) 青少年の居場所づくりの推進

③多様な青少年の育成機会の充実

- (a) 青少年の個性をいかす活動の推進
- (b) 国際感覚を身に付けた青少年の育成

青年期 (15~29歳)

地域を支える若者の育成

- ◆ 成人としての自覚や自立心を促す取り組みを行います。
- ◆ 社会の一員であるという意識を育て、次世代のリーダーとなるよう支援し、同世代・異世代交流の機会を提供します。

①規範意識の高い若者の育成

- (a) 社会のルールを守る若者の育成
- (b) メディアについての正しい理解と活用

②社会参画の促進

- (a) 社会貢献の意識が高い若者の育成、若者の活動・参画の機会充実
- (b) 進学・就労相談の充実
- (c) 若者の居場所づくりの推進

《基本施策と重点事項》

ライフステージを通じた基本施策

子育て当事者への支援

①仕事と子育ての両立支援

②経済的負担の軽減

③ひとり親家庭等への支援

全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるための支援

④こどもの貧困対策

⑤ヤングケアラーへの支援

⑥障がい児等への支援

《テーマ》